

聖籠町行政組織規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十五年三月二十一日

聖籠町長 渡邊 廣吉

聖籠町規則第六号

聖籠町行政組織規則の一部を改正する規則

聖籠町行政組織規則（平成十年聖籠町規則第七号）の一部を次のように改正する。

第八条第二項中「第四条」を「第五条」に改め、同条を第九条とし、第五条から第七条までを一条ずつ繰り下げる。

第四条中「及び第六条」を「から第八条」に改め、同条を第五条とし、第三条の次に次の一条を加える。

（事務管理監の設置）

第四条 本庁に事務管理監を置くことができる。

2 事務管理監は、上司の命を受けて適正な人員体制及び組織体制の抜本的な見直しに関する企画及び調整を行い、課長等を指揮監督する。

附 則

この規則は、平成二十五年四月一日から施行する。